

倉吉市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月21日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第45号

倉吉市印鑑条例の一部を改正する条例

倉吉市印鑑条例（昭和57年倉吉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録資格等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>印鑑の登録は、1人につき1件とする。</u></p>	<p>(登録資格等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>登録を受けることができる</u>印鑑は、1人につき<u>1個</u>とする。</p>
<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>当該登録を受けようとする印影の印章を自ら持参し、印鑑登録申請書により市長に申請しなければならない。</u>ただし、申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら印章を持参できないときは、登録を受けようとする<u>印影の印章により押印した委任の旨を証する書面を添えて代理人に申請させることができる。</u></p>	<p>(登録申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>登録を受けようとする印章を自ら持参し、印鑑登録申請書により市長に申請しなければならない。</u>ただし、申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら印章を持参できないときは、登録を受けようとする印章を押印した委任の旨を証する書面を添えて代理人に申請させることができる。</p>
<p>(印鑑として登録できないもの)</p> <p>第5条 市長は、<u>第3条の規定による申請（以下「登録申請」という。）に係る印影又はその印章が次に掲げるいずれかのものに該当する場合は、当該印影について、印鑑の登録をしないものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その他市長が不適当と<u>認めるもの</u></p> <p>2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏のものが住民票</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録の申請に係る<u>印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その他市長が不適当と<u>認めたもの</u></p> <p>2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏のものが住民票</p>

の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの（以下「通称又は片仮名表記」という。）で表されている印影の場合は、これについて、印鑑の登録をすることができ

（登録申請の確認）

第6条 市長は、登録申請があったときは、その申請者が本人であること又は当該登録申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

2 前項の規定による確認は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

(1) 申請者が自ら、市長が別に定める申請者が本人であることを確認するための書類（その者の写真が表示されているもの又は通常本人が保有していると認められるものに限る。）を提示する方法

(2) 登録申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により申請者に対して書面で照会し、2週間以内に当該照会に対する回答書を持参させる方法（申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら回答書を持参することができない場合にあっては、申請者の代理人が委任された旨の書面を添え、これに持参させる方法）

(3) その他規則で定める方法

3 市長は、第1項の規定による確認ができないときは、当該確認についての申請に基づく登録をしないものとする。

（登録及び印鑑登録証の交付）

の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、印鑑の登録の申請を受理することができる。

（登録申請の確認）

第6条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、当該申請者が本人であること又は当該申請が本人の意志に基づくものであることを確認しなければならない。

2 前項の規定による確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により申請者に対して文書で照会し、2週間以内に回答書を持参させることにより行うものとする。ただし、申請者が疾病その他やむを得ない理由により回答書を自ら持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることにより行うものとする。

3 市長は、申請者が自ら印鑑の登録の申請をした場合において、次の各号のいずれかの方法により第1項の規定による確認をしたときは、前項に規定する文書による確認を省略することができる。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼り付けたものによる確認

(2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者により申請者が本人に相違ないことを保証された書面による確認

(3) 規則で定める方法による確認

4 市長は、第1項の規定による確認ができないときは、当該申請を拒否しなければならない。

（登録及び手帳の交付）

第7条 印鑑の登録は、印鑑登録原票に、登録申請に係る印影のほか、次に掲げる事項（以下「印鑑登録事項」という。）を記録して行う。

(1)～(5) 略

(6) 通称又は片仮名表記（外国人住民であつて、通称又は片仮名表記で表わされている印影により印鑑の登録を受ける場合に限る。）

2 印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる。

3 市長は、第1項の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に印鑑登録証を交付する。

(登録印影の変更の申請等)

第8条 印鑑登録者は、印鑑の登録に係る印影（以下「登録印影」という。）を変更しようとするときは、印鑑登録変更申請書に、登録印影の印章及び登録印影に係る印鑑登録証並びに変更して新たに印鑑の登録をしようとする印影に係る印章を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、登録印影の印章を紛失し、盗難され、その他やむを得ない理由により添えることができない場合は、その理由を印鑑登録変更申請書に記載しなければならない。

2 印鑑登録者は、その印鑑登録証を紛失し、又は毀損若しくは汚損により使用することができなくなった場合は、印鑑再登録申請書に登録印影の印章を添えて、市長に申請しなければならない。

3 略

(登録の廃止の届出)

第9条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止届に登録印影の印章により押印し、印鑑登録証を添えて市長に届け出なければならない。ただし、紛失、盗難その他やむを得ない理由により登録印影の印章による押印ができず、又は印鑑登録証を添えることができない場合は、その理由を印鑑登録届に記載しなければならない。

(印鑑登録事項の職権による更正)

第10条 住民基本台帳に関する届出等により、印鑑登録事項に変更を生じたときは、市長は、当該変更に係る印鑑登録原票を更正しなければならない。

第7条 印鑑の登録は、印鑑登録原票に印影のほか次に掲げる事項を登録して行うものとする。

(1)～(5) 略

(6) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表わされている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる。

3 市長は、第1項の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に印鑑登録手帳を交付するものとする。

(登録変更等の申請)

第8条 登録を受けている印鑑を変更しようとするときは、印鑑登録変更申請書に登録を受けている印章に、新たに登録を受けようとする印章及び印鑑登録手帳を添えて市長に申請しなければならない。ただし、登録を受けている印章が紛失、盗難等の理由により添えることができないときは、その理由を当該申請書に記載しなければならない。

2 印鑑登録者が印鑑登録手帳を紛失したとき又は毀損若しくは汚損により使用できなくなったときは、印鑑再登録申請書に登録を受けている印章を添えて市長に申請しなければならない。

3 略

(登録廃止の届出)

第9条 印鑑登録者が印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止届にその印章を押し、印鑑登録手帳を添えて市長に届け出なければならない。ただし、紛失、盗難等の理由により登録を受けている印章を押印できないとき又は印鑑登録手帳を添えることができないときは、その理由を当該届書に記載しなければならない。

(印鑑登録事項の職権による更正)

第10条 住民基本台帳に関する届出等により、印鑑登録事項に変更を生じたときは、市長は、印鑑登録原票を更正しなければならない。

(登録の消除)

第11条 市長は、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、その印鑑の登録を消除する。

- (1) 印鑑登録廃止届による届出があった場合
- (2) 印鑑登録変更申請により、登録印影の変更があった場合
- (3) 印鑑登録者が失踪し、又は意思能力を有しない者となった場合
- (4) 印鑑登録者が死亡し、又は転出した場合
- (5) 氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)又は名の変動により、登録印影が第5条第1項第1号に掲げるものに該当するに至った場合(外国人住民にあつては、その通称又は片仮名表記が第5条第2項に規定する場合に該当しなくなったときを含む。)
- (6) 外国人住民である者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないこととなった場合(日本の国籍を取得した場合を除く。)
- (7) 前各号に掲げる場合のほか市長が印鑑の登録を消除すべき理由があると認める場合

(印鑑登録証の返還)

第12条 前条の規定により印鑑の登録が消除されたときは、本人又はその関係者は、速やかに当該消除に係る印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

(印鑑登録証明書の交付の申請)

第13条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、市長が別に定める申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が公用のために交付を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記入した申請書により、申請をすることができる。この場合において、印鑑登録証の添付は、要しない。

- (1) 目的
- (2) その他必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を提示し、市長が指定する電子計算機(入出力装置を含む。)に暗証番号(電子証明署名等に係る地方公

(登録の消除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を消除する。

- (1) 印鑑登録廃止届により、印鑑の登録が廃止されたとき。
- (2) 印鑑登録変更申請により、従前の登録印鑑が変更されたとき。
- (3) 失そう又は意思能力を有しない者となったとき。
- (4) 死亡し、又は転出したとき。
- (5) 氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は片仮名表記を含む。)の変動により、登録してある印鑑が第5条第1項第1号に該当するに至ったとき。
- (6) 外国人住民である者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないこととなったとき(日本の国籍を取得したときを除く。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録を消除すべきと認めるとき。

(印鑑登録手帳の返還)

第12条 前条の規定により印鑑の登録を消除されたときは、本人又は関係者は、速やかに印鑑登録手帳を市長に返還しなければならない。

(登録証明書の交付申請)

第13条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、市長が別に定める申請書に印鑑登録手帳を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が、公用で印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記入した申請書をもって申請するものとし、印鑑登録手帳の提出を要しないものとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業の施行者名
- (3) 交付対象者の住所、氏名、生年月日、登録番号及び登録印
- (4) 交付対象者からの代理人選任届

共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。以下同じ。）を自ら入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カードを利用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

（印鑑登録証明書の交付）

第14条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、印鑑登録証及び同項の規定による申請書と印鑑登録事項とを照合し、当該申請が適正であると認めるときは、当該申請をした者に、当該申請に係る印鑑登録証明書を交付する。

2 印鑑登録証明書は、登録印影の写しに当該写しが登録印影の写しに相違ない旨の証明を付したものとす。

3 市長は、前条第3項又は第4項の規定による申請があった場合は、第1項の場合と同様に、印鑑登録証明書を交付する。

（印鑑登録証明書の交付の制限）

第15条 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請が本人の意思によらないと認めるときはその他不適当と認める場合は、印鑑登録証明書を交付しないものとする。

（事実の調査）

第16条 印鑑の登録又は印鑑登録証明書の交付に関する事務に従事する職員は、これらの事務の確実性を期すため必要な範囲で、関係者に質問し、又は書面の提出を求めることができる。

（閲覧の禁止）

第17条 印鑑に関する書類は、閲覧に供しない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

1～3 略

4 旧町の条例の規定により交付された印鑑登録証を有する者は、編入日以後当該印鑑登録証と引換

（登録証明書の交付）

第14条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、印鑑登録手帳及び当該交付申請書と印鑑登録原票に記録した事項とを照合し、当該申請が適正であると認めるときは、当該申請をした者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。

2 前項に規定する証明は、印鑑登録原票に登録された印影の写しを磁気ディスクに記録したものに係るプリンタから出力し、登録された印影の写しに相違ない旨を証明するものとする。

（登録証明の制限）

第15条 市長は、印鑑登録証明書の交付の申請が本人の意思によらないと認めるときはその他市長が不適当と認めるときは印鑑登録証明書の交付を行わないものとする。

（事実の調査）

第16条 印鑑登録又は登録証明に関する事務に従事する職員は、印鑑登録及び登録証明の確実性を期すため、必要な範囲内において関係者に質問し、又は書類の提出を求めることができる。

（閲覧の禁止）

第17条 印鑑に関する書類は、閲覧に供しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

1～3 略

4 旧町の条例の規定により交付された印鑑登録証を有する者は、編入日以後当該印鑑登録証と引換

えに、この条例に基づく印鑑登録証の交付を受けることができる。

えに、この条例に基づく印鑑登録手帳の交付を受けることができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第7条第3項の規定により交付を受けている印鑑登録手帳は、この条例による改正後の第7条第3項の規定により交付を受けた印鑑登録証とみなす。